

つがる市スポーツ少年団の運営等に係る活動ガイドライン

令和7年6月

1. 趣旨

つがる市スポーツ少年団では、子供たちにとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、多様な形で最適に実施されることを目指すためにガイドラインを作成しました。

2. 適切な運営・取組について

(1) 指導者の確保と資質向上について

- ① 子供たちにとってふさわしい環境を整備し、安心して安全な活動を確保するため、J S P O公認指導者資格を持った指導者を2名設置すること。
- ② 子供たちの安全・健康面の配慮等、適切な指導力等の質を高め、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為の根絶を徹底すること。

(2) 保険の加入について

怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるように、指導者や子供たちに対して自身の怪我・賠償等を補償する保険へ必ず加入すること。

(3) 活動時間、活動場所、及び適切な休養日等の設定について

子供たちに無理のない活動とし、次に掲げる活動時間、適切な休養日の設定を原則として活動してください。ただし、各団の実情を踏まえ、子供たちに無理のない範囲内で柔軟に対応できることとします。

- ① 1日の活動時間は、平日は長くとも2時間程度、休日は3時間程度とする。
- ② 団体活動は、原則として20時までとする。
- ③ 市内公共施設の利用は、原則として無料ですが、公共マナーを遵守し、破損等があった場合は、管理者の指示を仰ぎ適切な対応をすること。
- ④ 週当たり2日以上休養日を設けること。平日は少なくとも1日、休日においても1日以上を休養日とすること。
- ⑤ 休日に大会参加、練習試合等により活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。

(4) 熱中症に対する予防の徹底について

指導者は、子供たちの安全確保の観点から、各種目等の特性を踏まえて熱中症対策に適切に取り組むこと。